

訪問リハビリテーションの重要事項説明書 および 契約内容（契約書）

介護保険 事業所番号 0710317074

公益財団法人 星総合病院

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 重要事項説明書

1 事業者概要

事業所名称：公益財団法人 星総合病院

代表者 星 北斗

管理者 渡辺 直彦

所在地：福島県郡山市向河原町159番1号

電話番号：024-983-5530 ファックス番号：024-983-5588

サービス提供地域：郡山市 このほかの地域への訪問はご相談下さい

2 職員体制

医師 1名以上(兼務者を含む)

理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 1名以上（兼務者を含む）

3 事業の運営方針

- (1) 能力に応じた可能な限りの自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持向上を図り安心安全に在宅療養が継続できるよう支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村および医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図ります。
- (3) 質の良い訪問リハビリテーションを提供するため訪問リハビリテーション従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4 営業日・休日

営業日、営業時間	月曜日～金曜日 午後1時30分～午後5時30分
休日	土日曜日、祭日、年末年始（12月31日～1月3日）

5 利用料

利用料に関しては、別表の利用料金表をご参照ください。また、契約内容については契約書第4条をご参照ください。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に万が一事故発生や病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の連携を講じます。

7 第三者評価の実施状況

第三者による評価実施は、実施後にお知らせします。

8 苦情の相談や要望

要望や苦情などは訪問リハビリテーション担当者にお寄せいただければ、速やかに対応します。
その他、以下の相談窓口でも受け付けています。

- ① 苦情相談窓口 公益財団法人 星総合病院 リハビリテーション科
公益財団法人 星総合病院 リハビリテーション科長
- ② 外部苦情相談窓口 郡山市介護保険課(連絡先：024-924-3021)
福島県国民健康保険団体連合会(連絡先：024-528-0040)
福島県運営適正化委員会(連絡先：024-523-2943)
- ③ 苦情解決責任者 公益財団法人 星総合病院 管理者・リハビリテーション科長

訪問リハビリテーションの契約内容（契約書）

____様（以下「利用者」という）と、星総合病院（以下、「事業者」という）とは、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対して介護保険法・高齢者医療確保法・健康保険法等のもとに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的として訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、利用者は、事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日からとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合や終了に妥当しない場合には、自動的に更新します。
- 2 利用者が、要介護度が変更になった場合や保険証や受給者証等の有効期間について、事業者はその適用年月日を開始時および適宜確認します。

第3条 （訪問リハビリテーションの内容）

- 1 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示および介護支援専門員の作成した居宅（介護予防）サービス計画書に沿って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成します。
- 2 利用者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書に沿って、サービスを利用します。
- 3 サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。
- 4 事業者は、利用者から訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）内容の変更申し出があった場合は、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第4条 （訪問リハビリテーションの利用料）別紙参照

- 1 事業者は、利用開始にあたり法律に定められた利用料について説明をします。
- 2 事業者は、介護保険法・高齢者医療確保法・健康保険法の適応を受けない交通費や自費がある場合は予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 3 事業者は、利用者に利用料の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業者は、毎月10日頃前月分の利用料を請求しますので、利用者は3カ月以内にお支払いください。
- 5 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

第5条 （利用料の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は10日の期限を定め督促し、なお支払わない場合には、利用者の健康・生命に支障がない限り全額の支払いがあるまで訪問リハビリテーションサービスの全部または一部を停止することができます。
- 2 前項の訪問リハビリテーションサービスの全部または一部を停止して2週間してもなお、支払いが

ない場合、事業者はこの契約を解除することができます。

- 3 事業者は、前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員や利用者の居住地である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第6条 （契約終了）

- 1 利用者は、事業者に対し次の事由に該当した場合、7日以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。
 - 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - 事業者が守秘義務に反した場合
 - 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 利用者が利用料の変更に応じられない場合
- 2 事業者は、利用者が正当な理由なく、または故意に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱するような行為をなし、改善しようとししないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断した場合、7日以上の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- 3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - 利用者が死亡、3ヵ月以上にわたる入院、またはサービス提供地域外へ転居した場合
 - 訪問リハビリテーションサービスが提供できない施設へ入所した場合
 - 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問リハビリテーションの必要を認められなくなった場合
 - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

第7条 （記録）

- 1 事業者は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する診療録及び関連記録を作成し、利用終了後5年間は保管します。
- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の物（利用者代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第8条 （賠償責任）

事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、不可抗力による場合を除き、損害を賠償します。ただし、利用者や利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

第9条 （秘密保持）

- 1 事業者およびその従業員は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に合意を得ます。
- 3 事業者およびその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

第10条 （苦情対応）

- 1 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業者は、利用者またはその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

<苦情申し立て窓口>

星総合病院 リハビリテーション科科长 二瓶 健司	電話024-983-5530
星総合病院 訪問リハビリテーション職員	電話024-983-5530
郡山市介護保険課	電話024-924-3021
福島県国民健康保険団体連合会	電話024-528-0040
福島県運営適正化委員会	電話024-523-2943

第11条 （連携）

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたり、主治医および介護支援専門員その他保健・医療・福祉サービスの担当者との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更または終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

第12条 （契約外条項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法、健康保険法、高齢者医療確保法を尊重し、利用者および事業者の協議に基づき定めます。

第13条 （その他）

- 1 サービス提供の際は、事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。
 - ① 職員に対する飲食のもてなし、贈り物は固くお断りしています。
 - ② サービス利用時には駐車ができる場所をご準備願います。有料駐車場の場合、料金は利用者負担でお願いします。
 - ③ サービス提供時には、ペットの放し飼いはご遠慮ください。また、噛み付く恐れがありますので、安全な場所につなぎ、サービス提供ができる場所の確保をお願いいたします。なお、万が一、噛み付く等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
 - ④ 利用者に対し、原則として身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急をやむを得ない場合は、ご家族の判断で身体拘束そのほか利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。
 - ⑤ 虐待防止に関する法を遵守し、適切な対応をいたします。利用者が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに担当のケアマネージャーや市町村に通報いたします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者は署名または記名、押印の上、各自1枚ずつ所持します。

契約年月日 令和 年 月 日

公益財団法人星総合病院 訪問リハビリテーション事業所 星総合病院
代表者 星 北斗

住所 〒 9 6 3 - 8 5 0 1 福島県郡山市向河原町 1 5 9 番 1 号

電話番号：0 2 4 - 9 8 3 - 5 5 1 1

管理者 渡辺 直彦 印

説明者 _____

説明を受け同意します。

利用者（本人）：住所〒

電話番号

お名前 _____ 印

家族または代理人：住所〒

電話番号

お名前 _____ 印